

第160期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

場所

東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

議決権行使について

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日)午後5時15分

目次

■ 株主総会招集ご通知	02
■ 株主総会参考書類	05
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	
■ 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	50
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	55

地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、 新しい社会づくりに挑む

～「サステナビリティ・パートナー」を目指して～

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は1897年の創業から127年、ものづくりメーカーとして技術や製品・サービスを幅広く創出し、社会の持続的な成長に貢献することで、多くのお客様から信頼されご愛顧いただいております。

当社グループは、2030年のありたい姿・ビジョンとして「サステナビリティ・パートナー」を掲げています。サステナビリティ経営を事業戦略の軸に据え、特定した重要課題（マテリアリティ）を「人・技術」を通じて解決することで、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

昨年度はこれまでの取組みが少しずつ成果を出し、受注高、売上高、営業利益が過去最高となりました。ただ、これは通過点に過ぎないと考えています。今年度は、昨年度を大きく上回る業績を達成し、同時に将来に繋がる投資を積極的に推し進めることで、更なる成長と発展を確かなものにしてまいります。

さて、当社第160期定時株主総会を右記のとおり開催いたします。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役 執行役員社長

井上晃夫

企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株 主 各 位

第160期 定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第160期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第160期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト及び東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

当社ウェブサイト（株主総会ページ）

https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名「明電舎」又は証券コード「6508」を入力・検索し、

「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。



- 当日ご出席されない場合は、3頁・4頁に従って郵送又はインターネットにより議決権をご行使ください。
- 当日の様子は、後日当社ウェブサイトにて配信する予定です（公開後約3か月間）。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載していますので、株主様（書面交付請求をいただいた株主様を含みます。）に対して交付する書面には記載していません。なお、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載します。

議決権行使についてのご案内

株主総会に出席される場合



開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会に出席されない場合

郵送



行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット



行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時15分受付分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力ください。

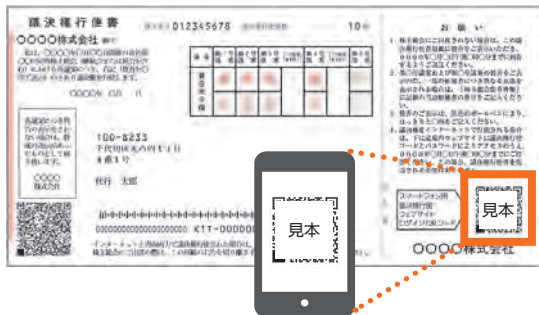
インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使[®]」による方法

(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)

- 1 スマートフォンやタブレット端末から議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使が可能です。



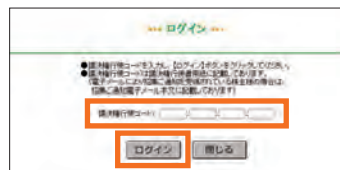
- 2 QRコードを読み取り後は、画面の指示に従って、賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」による議決権行使は1回に限り可能です。行使内容を変更する場合は、右記のPC向け議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「議決権行使コード・パスワード入力」により再度、行使をお願いいたします。

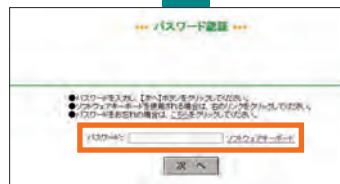
- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通話料金等は、株主様のご負担となります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法 (PC向け議決権行使ウェブサイト)

- 1 パソコンやスマートフォン、携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使が可能です。



「議決権行使コード」を入力



「パスワード」を入力

- 2 以降は、画面の指示に従って、賛否をご入力ください。

機関投資家のみさまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」がご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策に基づき、2023年度の業績及び今後の事業展開等を勘案したうえで、第160期の期末配当は以下のとおりとしたいと存じます。

配当政策

株主のみなさまへの適切な利益還元を経営の重要課題として位置づけており、株主資本の充実と株主資本利益率の向上を図るとともに、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としています。

また、剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

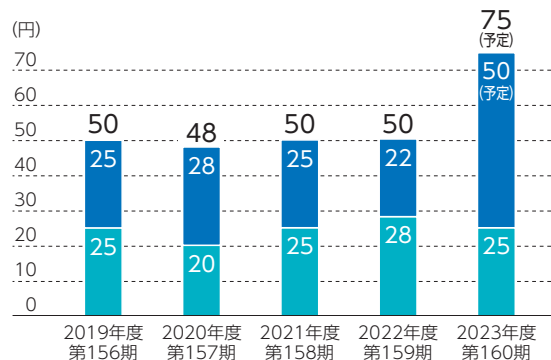
内部留保は、市場競争力の維持・向上のために、設備投資及び研究開発投資へ効果的に充当することとしています。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき……金50円
総額……2,268,338,150円
中間配当金（1株につき金25円）を含め、
第160期の配当金の総額は、1株につき
金75円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

(ご参考) 1株当たり年間配当金



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任を願いたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	第160期における取締役会出席状況	在任期間
1	三井田 健 再任	男性	代表取締役 執行役員会長 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	12年
2	井上 晃夫 再任	男性	代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員	100% (10回/10回)	1年
3	鈴木 雅彦 新任	男性	執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長	—	—
4	岩尾 雅之 再任	男性	取締役兼専務執行役員 人事統括本部長 経理・財務・ガバナンス・ 働き方改革・DEI・危機管理担当	100% (13回/13回)	3年
5	竹中 裕之 再任 社外 独立	男性	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員長	100% (13回/13回)	11年
6	安達 博治 再任 社外 独立	男性	取締役（社外取締役）	100% (13回/13回)	2年
7	木下 学 再任 社外 独立	男性	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員	100% (10回/10回)	1年
8	白井久美子 新任 社外 独立	女性	—	—	—

再任 …再任取締役候補者 新任 …新任取締役候補者

社外 …社外取締役候補者 独立 …東京証券取引所届出独立役員

（注）井上晃夫及び木下学の両氏の出席状況は、就任日（2023年6月28日）以降に開催された取締役会を対象としています。



1 み い だ たけし 三井田 健

再任

生年月日 1955年8月16日（満68歳）
 所有する当社株式の数 25,600株
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 12年

略歴 1978.4 当社 入社
 2008.4 執行役員 経営企画グループ長 経営企画部長
 2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 経営企画部長
 2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
 2012.6 **取締役** 現在に至る
 2015.4 代表取締役 取締役副社長
 2018.6 代表取締役 取締役社長
 2018.12 **指名・報酬委員会委員** 現在に至る
 2022.6 代表取締役 執行役員社長
 2023.6 **代表取締役 執行役員会長** 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役社長（2022年から執行役員社長）、2023年から執行役員会長として当社グループの経営全般を担うとともに、取締役会議長として取締役会の監督機能の強化や実効性向上を推進しています。上記の経験と実績を活かし、当社グループ経営の舵取り役として取締役会の議論を更に活性化させることにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



2 い の う え あきお 井上 晃夫

再任

生年月日 1964年9月13日（満59歳）
 所有する当社株式の数 13,700株
 取締役会出席状況 100%（10回／10回）
 取締役在任期間 1年

略歴 1987.4 当社 入社
 2014.4 経営企画グループ長
 2015.4 執行役員 経営企画部長
 2018.4 執行役員 経理・財務グループ長
 2020.4 常務執行役員 経理・財務本部長
 2022.4 専務執行役員 経理・財務本部長
 2023.6 **代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員** 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり事業グループの企画管理、経営企画、経理・財務に携わり、2023年から執行役員社長として、当社グループの経営全般及び「中期経営計画2024」の全体統括者として当社グループの経営に尽力しています。上記の経験と実績を活かし、「中期経営計画2024」の全体統括者として経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



3 すずき まさひこ
鈴木 雅彦

新任

生年月日 1962年5月20日（満62歳）

所有する当社株式の数 11,600株

- 略歴** 1985.4 当社 入社
 2015.4 動計・搬送システム事業部 技術部長
 2017.4 執行役員 動計・搬送システム事業部長
 2018.4 執行役員 動力計測システム事業部長
 2019.4 常務執行役員 研究開発本部長
 2022.4 専務執行役員 産業電子モビリティグループ長
 2024.4 **執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長** 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に産業分野における技術者としての豊富な経験と実績をもとに、前中期経営計画において研究開発、イノベーションの推進に取り組み、「中期経営計画2024」においては産業電子モビリティグループのグループ長として、事業拡大に尽力しています。

上記の経験と実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



4 いわお まさゆき
岩尾 雅之

再任

生年月日 1960年7月17日（満63歳）

所有する当社株式の数 13,800株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 3年

- 略歴** 1985.4 当社 入社
 2015.4 執行役員 財務部長
 2016.4 執行役員 経理・財務グループ長
 2018.4 常務執行役員
 2020.4 常務執行役員 内部統制推進本部長
 2021.4 専務執行役員 内部統制推進本部長 人事・総務本部長
 2021.6 **取締役** 現在に至る
 2022.4 専務執行役員 人事統括本部長 現在に至る

担当：経理・財務・ガバナンス・働き方改革・DEI・危機管理

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり経理・財務、海外事業の企画管理、内部統制・リスク管理に携わり、今年度は人事全般、経理・財務、コーポレートガバナンス及び「中期経営計画2024」におけるダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進を担当しています。

上記の経験と実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2024」の推進及び取締役会の監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



5 たけなか ひろゆき
竹中 裕之

再任 社外 独立

生年月日 1947年4月30日 (満77歳)

所有する当社株式の数 なし

取締役会出席状況 100% (13回/13回)

取締役在任期間 11年

- 略歴**
- 2001.6 住友電気工業株式会社 取締役
 - 2003.6 同社 執行役員
 - 2004.6 同社 常務取締役
 - 2007.6 同社 専務取締役 電線・機材・エネルギー事業本部長
生産技術本部副本部長
 - 2008.6 同社 専務取締役 電線・機材・エネルギー事業本部長
 - 2010.5 同社 専務取締役
 - 2010.6 同社 副社長
 - 2013.6 当社 取締役 (社外取締役) 現在に至る
 - 2018.12 当社 指名・報酬委員会委員長 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、経営の透明性向上に寄与しています。

引き続きこれらの経験と見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。



6 あだち ひろし
安達 博治

再任 社外 独立

生年月日 1956年9月1日 (満67歳)

所有する当社株式の数 900株

取締役会出席状況 100% (13回/13回)

取締役在任期間 2年

- 略歴**
- 2008.4 新日本石油株式会社 執行役員
 - 2012.6 JXホールディングス株式会社 (現 ENEOSホールディングス株式会社) 常務執行役員
 - 2014.6 東邦チタニウム株式会社 社外取締役
 - 2015.6 JXホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
国際石油開発帝石株式会社 (現 株式会社INPEX) 社外取締役
株式会社丸運 社外取締役
 - 2020.4 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員
チーフデジタルオフィサー
 - 2020.6 同社 取締役 副社長執行役員 チーフデジタルオフィサー
ENEOS株式会社 取締役 副社長執行役員
チーフデジタルオフィサー 社長補佐
 - 2021.6 ENEOSホールディングス株式会社 理事
 - 2022.6 当社 取締役 (社外取締役) 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、DX推進の取組み等を通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。



7 きのした まなぶ
木下 学

再任 社外 独立

生年月日 1954年5月17日（満70歳）
 所有する当社株式の数 200株
 取締役会出席状況 100%（10回／10回）
 取締役在任期間 1年

略歴 2006.4 日本電気株式会社 企業ソリューションビジネスユニット
 流通・サービスソリューション事業本部長
 2008.4 同社 執行役員
 2010.4 同社 執行役員常務
 2010.6 同社 取締役
 2016.4 同社 執行役員副社長
 2018.4 同社 シニアオフィサー
 2020.6 住友金属鉱山株式会社 社外取締役 現在に至る
 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
 2023.6 当社 取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 現在に至る

重要な兼職の状況 住友金属鉱山株式会社 社外取締役
 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、マーケティングやデジタルによるビジネス変革等を通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化やDX・ビジネス変革のための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。



8 しらい くみこ
白井 久美子

新任 社外 独立

生年月日 1962年12月17日（満61歳）
 所有する当社株式の数 なし

略歴 2004.4 日本ユニシスラーニング株式会社 代表取締役社長
 2006.4 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY株式会社）人材育成部長
 2007.4 同社 総合研究所 NETセンター長
 2009.4 同社 技術統括部長
 2016.4 同社 組織開発部長
 2017.4 同社 執行役員 業務部門担当役員 CRMO CISO CPO
 2019.4 同社 執行役員 人事部門担当役員 人事部長
 2022.4 同社 グローバルビジネス部門担当役員 グローバルビジネス部長
 2023.4 ユニアデックス株式会社 常務執行役員 現在に至る

重要な兼職の状況 ユニアデックス株式会社 常務執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験やシステムエンジニアとしての経験に基づくデジタル分野の幅広い見識、企業風土改革及び人材育成に関する幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化やDX・人的資本経営推進のための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。



- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹中裕之、安達博治、木下学及び白井久美子の各氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、各氏を独立役員として同証券取引所に届け出しています。
3. 当社は、再任社外取締役候補者である竹中裕之、安達博治及び木下学の各氏と、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定です。
- また、新任社外取締役候補者である白井久美子氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が原案どおり選任された場合は、各候補者を被保険者として2024年7月に同契約を更新する予定です。
- 被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しています。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任を願いたいと存じます。なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ています。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位	第160期における出席状況	在任期間
1	かとう せいじ 加藤 誠治 新任	男性	執行役員 監査等委員会支援部 支配人	—	—
2	はやし けいこ 林 敬子 再任 社外 独立	女性	取締役監査等委員 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員	取締役会：100% (13回/13回) 監査等委員会：100% (16回/16回)	4年
3	くろだ たかし 黒田 隆 再任 社外 独立	男性	取締役監査等委員 (社外取締役)	取締役会：100% (13回/13回) 監査等委員会：100% (16回/16回)	2年
4	にし の としや 西野 敏哉 新任 社外 独立	男性	—	—	—

新任 …新任取締役候補者

再任 …再任取締役候補者

社外 …社外取締役候補者

独立 …東京証券取引所届出独立役員



1 加藤 誠治

新任

生年月日 1962年11月3日 (満61歳)
所有する当社株式の数 3,800株

略歴 1988.4 当社 入社
2013.1 人事・総務グループ 総務・法務部長
2014.4 経営監査部長
2016.4 人事・総務グループ 法務部長
2018.4 監査役室 支配人
2018.6 常任監査役
2020.6 上席理事 監査等委員会支援部長
2021.4 執行役員 監査等委員会支援部長
2024.4 執行役員 監査等委員会支援部 支配人 (現在に至る)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に企業法務、知的財産、監査に関する豊富な経験と実績を有するとともに、監査等委員会設置会社への機関設計変更後には監査等委員会の運営に尽力することで、取締役会の監督機能や監査等委員会の強化に寄与するなど、コーポレートガバナンス、監査に関する幅広い視野と知見を有しています。上記の幅広い経験を当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



2 林 敬子

再任 社外 独立

生年月日 1960年8月11日 (満63歳)
所有する当社株式の数 1,300株
取締役会出席状況 100% (13回/13回)
監査等委員会出席状況 100% (16回/16回)
取締役在任期間 4年

略歴 1986.4 東京国税局 入局
1994.3 公認会計士登録
2006.7 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
2016.7 日本公認会計士協会 常務理事
2018.11 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役
2019.6 デロイトトーマツグループ D&Iコミティアアドバイザー
2019.10 日本公認会計士協会 監査・規律審査会 審査会長
2020.6 当社 取締役監査等委員 (社外取締役) 現在に至る
ライフネット生命保険株式会社 社外取締役
2020.7 林敬子公認会計士事務所 所長 現在に至る
2021.2 日本フィルコン株式会社 社外監査役
2021.3 日本ビルファンド投資法人 監督役員 現在に至る
2021.6 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役監査等委員 現在に至る
2022.6 当社 指名・報酬委員会委員 現在に至る
2023.4 早稲田大学 大学院会計研究科 教授 現在に至る

重要な兼職の状況

日本ビルファンド投資法人 監督役員
ライフネット生命保険株式会社 社外取締役監査等委員
早稲田大学 大学院会計研究科 教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる会計士としての高度な専門性と豊富な経験、組織におけるダイバーシティ推進の取組みを通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



3 くろだ たかし
黒田 隆

再任 社外 独立

生年月日 1956年3月18日 (満68歳)
 所有する当社株式の数 なし
 取締役会出席状況 100% (13回/13回)
 監査等委員会出席状況 100% (16回/16回)
 取締役在任期間 2年

略歴 2009.4 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員 中部本部長
 2011.4 同社 常務執行役員 東京企業第一本部長
 2014.4 同社 専務執行役員 東京企業第一本部長
 2015.4 同社 取締役 専務執行役員 損害サポート本部長
 2018.6 同社 取締役 副社長執行役員
 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
 取締役 執行役員
 2020.4 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
 取締役
 三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 代表取締役社長
 2021.6 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 社外監査役
 2022.6 当社 取締役監査等委員 (社外取締役) 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、マーケティングを通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



4 にし の としや
西野 敏哉

新任 社外 独立

生年月日 1960年11月6日 (満63歳)
 所有する当社株式の数 なし

略歴 2005.6 住友信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社)
 資産金融部長
 2006.6 同社 人事部長
 2009.5 同社 東京営業第四部長
 2011.4 同社 執行役員 京都支店長
 2014.4 同社 常務執行役員
 2017.4 同社 専務執行役員
 2019.4 三井住友トラスト保証株式会社 取締役社長
 2020.4 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
 取締役社長
 2024.4 同社 チーフ・エグゼクティブ・アドバイザー 現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、営業や人材育成に関連する幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林敬子、黒田隆及び西野敏哉の各氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、各氏を独立役員として同証券取引所に届け出ています。
3. 当社は、再任取締役監査等委員候補者である林敬子及び黒田隆の両氏と損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定です。
- また、新任取締役監査等委員候補者である加藤誠治及び西野敏哉の両氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を両氏と締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が原案どおり選任された場合は、各候補者を被保険者として2024年7月に同契約を更新する予定です。
- 被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しています。

以上

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

株式会社明電舎（以下、「当社」という。）は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人（以下、「業務執行者」という。）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
3. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の2%を超える法人等の団体の業務執行者
6. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の2%を超える法人等の団体の業務執行者
7. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
8. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
9. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
10. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

以上

【ご参考】 当社の取締役会の構成（スキルマトリックス）

当社は、2030年のありたい姿・ビジョンとして掲げている「地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、新しい社会づくりに挑む ～サステナビリティ・パートナー～」を実現するために取り組む必要のある中長期的な重要課題（マテリアリティ）を踏まえ、「中期経営計画2024」を策定しています。これらの遂行のため、取締役会が実効性の高い監督機能を発揮し、経営に関する重要な意思決定を行うために、取締役として備えるべき専門性をスキルマトリックスとして整理しています。

これを踏まえ、取締役候補者の能力、見識及び経験等に基づき、適切な人財配置ができるよう取締役候補者を選定しています。

【取締役会に必要なスキル項目と採用理由】

当社は下記の理由により、当該スキルや経験を持つ取締役会メンバーが必要であると考えています。

スキル項目	スキル採用理由
企業経営	社会情勢が大きく変化し価値観が多様化する中で、新しい社会づくりに挑み持続的に成長していくために、迅速かつ柔軟な経営判断により経営の方向性を明示し、サステナビリティ経営の推進及びコーポレートガバナンス体制の強化を行うため
DX/事業変革	より豊かな未来をひらくため、共創によるイノベーション、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革及び社会の変化に合わせた事業変革が不可欠であるため
営業/マーケティング	お客様の安心と喜びを提供するために、質の高い成長を実現し、成長事業の飛躍、収益基盤の競争力強化を目指す営業戦略を策定し実行するため
研究開発/ものづくり	安心・安全な社会インフラを維持する質の高いものづくり（設計、製造、工事、保守）、価値提供に必要となる製品競争力の向上及び新技術・新製品の創出を行うため
グローバル	世界の新たなインフラ需要を取り込むために必要となる、海外事業の強靱な事業基盤づくり及び更なる収益力の向上に向けた取組みを推進するため
財務/会計	資本を効率的に運用し、成長事業への投資と株主還元を行うとともに、正確な財務報告を行うため
法務/内部統制	誠実で責任ある事業運営の基盤となる内部統制及びコンプライアンス/リスクマネジメント体制を強化するため
人財育成	企業価値の源泉である多様な人財がイキイキと成長・活躍し、働きがいのある会社であるために、ウェルビーイングや従業員エンゲージメント向上及びDEI（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）等の取組みを推進するため
環境	カーボンニュートラルを実現するために必要となる環境貢献事業の拡大及び社内の脱炭素化を中心としたグリーン戦略を推進するため

【第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成】

地位	氏名	取締役候補者に期待するスキル									
		企業経営	DX/ 事業変革	営業/ マーケティング	研究開発/ ものづくり	グローバル	財務/ 会計	法務/ 内部統制	人財育成	環境	
取締役	 三井田 健 再任	●	●	●				●	●		
	 井上 晃夫 再任	●	●				●			●	
	 鈴木 雅彦 新任		●	●	●					●	
	 岩尾 雅之 再任	●				●	●	●	●		
	 竹中 裕之 再任 社外	●	●	●				●	●		
	 安達 博治 再任 社外	●	●		●	●					
	 木下 学 再任 社外	●	●	●					●		
	 白井久美子 新任 社外	●	●						●	●	
取締役監査等委員	 加藤 誠治 新任				●		●	●			
	 林 敬子 再任 社外						●	●	●		
	 黒田 隆 再任 社外	●		●				●			
	 西野 敏哉 新任 社外	●		●			●		●		

- (注) 1. 上記スキルマトリックスは、当社が各候補者に対して特に期待するスキルであり、各候補者が有する全ての知見・経験を表すものではありません。
2. 各社外取締役候補者は、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。



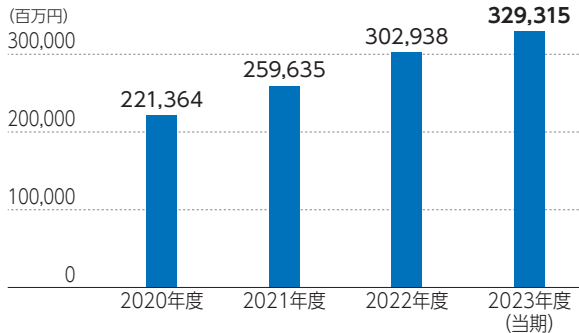
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

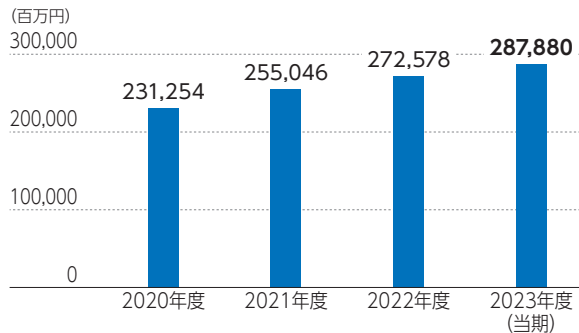
	2020年度 第157期	2021年度 第158期	2022年度 第159期	2023年度 第160期(当期)
受注高 (百万円)	221,364	259,635	302,938	329,315
売上高 (百万円)	231,254	255,046	272,578	287,880
営業利益 (百万円)	8,384	9,468	8,539	12,731
経常利益 (百万円)	8,465	10,206	8,823	13,385
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,303	6,733	7,128	11,205
1株当たり当期純利益 (円)	160.98	148.43	157.13	247.00
総資産 (百万円)	279,059	290,899	307,390	334,787
純資産 (百万円)	99,736	105,421	110,881	129,488



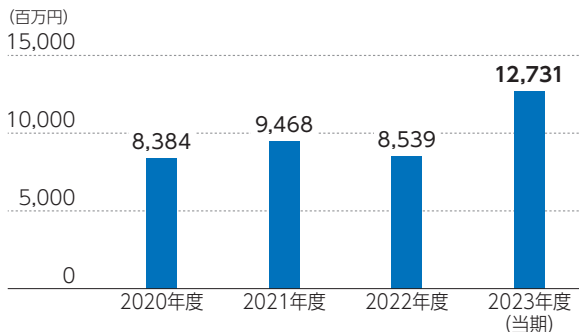
受注高



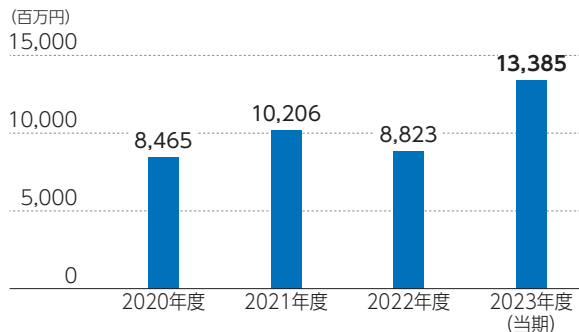
売上高



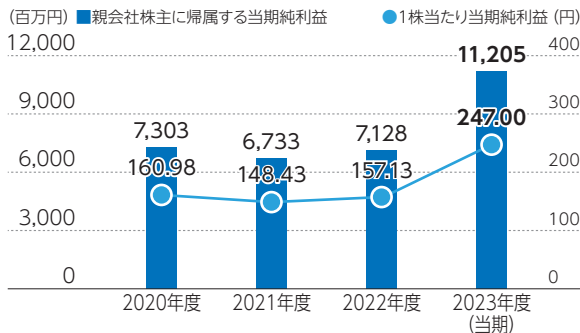
営業利益



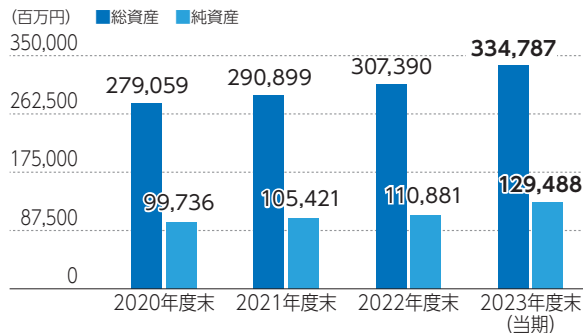
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



(2) 事業の経過及びその成果

2023年度のがわ国の経済は、サプライチェーンの正常化進展やコロナ禍後の人流回復、ものづくりの国内回帰の流れなどを受けて、民間の幅広い業種において投資マインドが改善に至りました。これに加えて、官公庁向けの需要も安定的に推移したことから、当社が手掛ける重電製品・システムに対する引き合いは、年間を通して旺盛な状況が継続しました。一方で、各種資材及びエネルギー価格の高止まりや全国的な課題となりつつある人手不足を背景とする工事進捗の遅れなどにより、一部の事業セグメントにおいて収益性が圧迫される状況となりました。

また、世界経済においては、地政学上の混乱に伴う各種事業リスクの顕在化や主要国における継続的な物価上昇、半導体市況の需給の緩みなどが、当社の業績に少なからず影響を与えました。その一方、脱炭素社会の実現に向けた各国でのエネルギー投資の拡大や環境配慮製品に対するニーズの増加などは、当社の海外事業における収益性の大幅な改善に繋がる追い風となりました。

このような中、当社グループは、「中期経営計画2024」で掲げた方針に基づき、環境に資する事業・製品への注力、海外事業における収益基盤の強化及びサステナビリティ経営の進展に向けた各種施策の展開といった動きを推し進め、連結業績は受注高が前期比8.7%増の3,293億1千5百万円、売上高が前期比5.6%増の2,878億8千万円、営業利益が前期比49.1%増の127億3千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比57.2%増の112億5百万円となりました。

■当期の連結業績

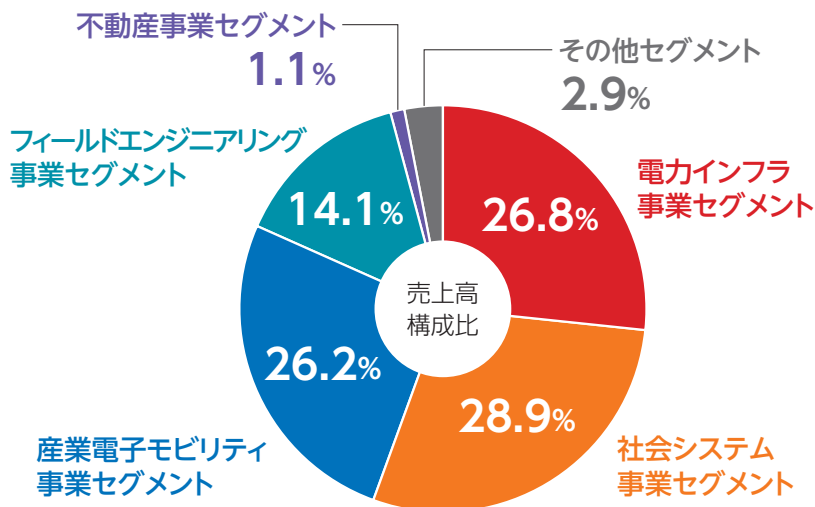
受注高
3,293億15百万円
 (前期比8.7%増)

売上高
2,878億80百万円
 (前期比5.6%増)

営業利益
127億31百万円
 (前期比49.1%増)

親会社株主に帰属する当期純利益
112億5百万円
 (前期比57.2%増)

■売上高構成比



(注) 売上高構成比は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでいません。

各事業セグメントの状況 ※売上高実績はセグメント間の取引を含んでいます。



主要な事業内容(製品・サービス)

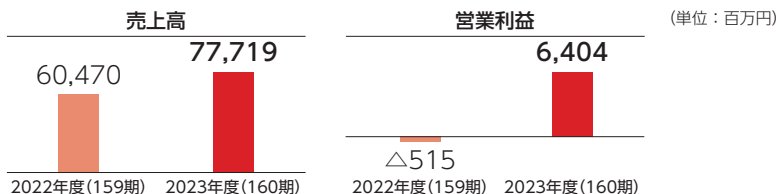
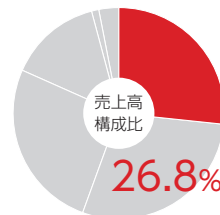
発電機、変電製品(変圧器、スイッチギヤ、避雷器等)、発電・変電・配電システム、監視制御設備、水力発電設備、エネルギーシステム

電力インフラ事業セグメント

電気を作り、送るための重電機器やシステムを電力会社等に提供する事業を行っています。

売上高は前期比28.5%増の777億1千9百万円、営業利益は前期比69億2千万円改善の64億4百万円となり、現セグメント区分下で初となる営業黒字となりました。

海外を主体とする変電事業については、シンガポール、北米、インドなどにおける需要の伸びや収益性改善の取組みにより、増収増益となりました。また、国内主体の電力エネルギー事業についても、電力会社向けや水力発電所向け案件の豊富な受注残などを背景に、増収増益となりました。



主要な事業内容(製品・サービス)

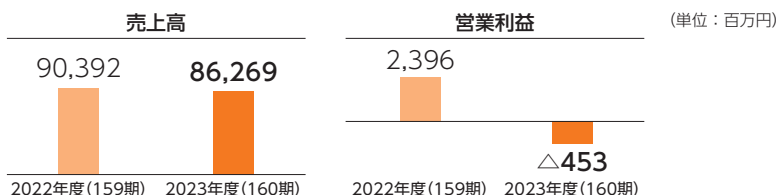
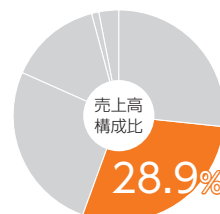
発電・変電・配電システム、監視制御設備、無停電電源装置、電鉄システム、水インフラシステム、上下水道維持管理、セラミック平膜

社会システム事業セグメント

電気の需要家となる官公庁、鉄道事業者、民間企業等に、重電機器やシステムを提供する事業を行っています。

売上高は前期比4.6%減の862億6千9百万円、営業損失は前期比28億4千9百万円悪化の4億5千3百万円となりました。

電鉄事業においては、海外案件の減少により減収となりましたが、シンガポールで手掛けてきた大型案件の原価が改善したことなどから、増益となりました。一方、社会システム事業及び水インフラ事業においては、工程の遅れによる売上計上時期の後ろ倒しや資材高騰に伴う収益性悪化などの影響を強く受け、減収減益となりました。





主要な事業内容(製品・サービス)

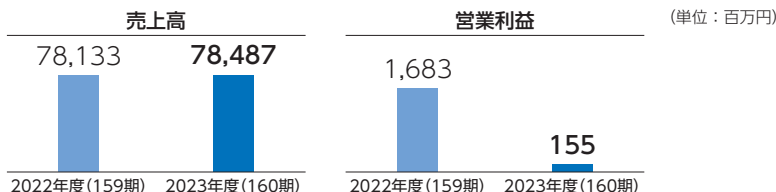
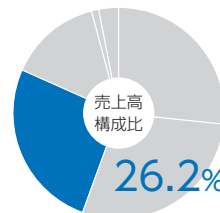
モータ、インバータ、EV駆動システム、真空コンデンサ、産業用PC、パルス電源、自動車産業向け試験装置、エレベータ用巻上機、無人搬送車

産業電子モビリティ事業セグメント

半導体分野、一般産業分野及びEV向けコンポーネント製品や自動車産業向け研究開発用システムを提供する事業を行っています。

売上高は前期比0.5%増の784億8千7百万円となった一方、営業利益は前期比15億2千7百万円悪化の1億5千5百万円となりました。

EV事業については、中国拠点の稼働は低位に留まったものの、国内製造ラインの高稼働が継続し、増収増益となりました。また、電動カソリユーション事業、モビリティT&S事業については、価格交渉や生産性向上に向けた努力を継続したことにより、増益を確保しました。その一方で、電子機器事業では、半導体市況の落ち込みを背景に、大幅な減収減益となりました。



主要な事業内容(サービス)

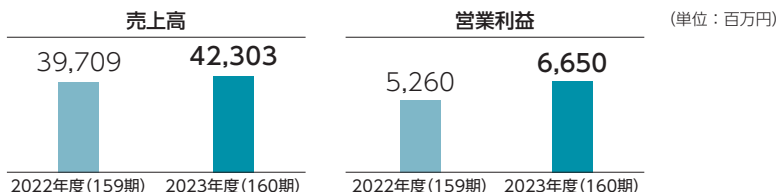
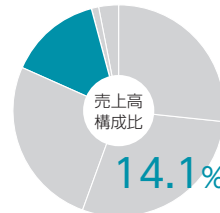
保守、点検、保全コンサルティング、予防保全、改良保全、維持管理、運用管理、事後保全、総合診断、延命処置、更新計画

フィールドエンジニアリング事業セグメント

電気設備の保守、点検、維持管理等の保守メンテナンス事業を行っています。

売上高は前期比6.5%増の423億3百万円、営業利益は前期比13億8千9百万円改善の66億5千万円となりました。

保守サービスに関する堅調な需要が継続していることに加えて、部材の長納期化に対応するための各種の取組みを進めてきたことなどが奏功し、売上高及び営業利益はいずれも過去最高となりました。



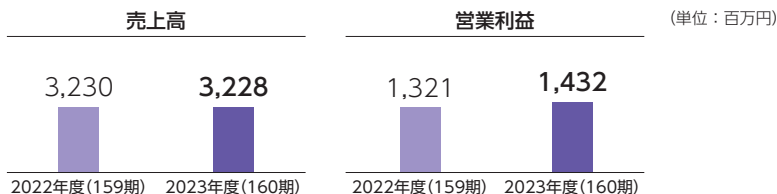
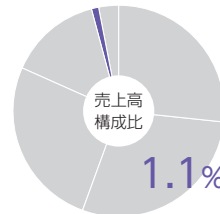


主要な事業内容
保有不動産の賃貸事業

不動産事業セグメント

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とした保有不動産の賃貸事業を行っています。

売上高は前期比0.1%減の32億2千8百万円、営業利益は前期比1億1千1百万円改善の14億3千2百万円となりました。

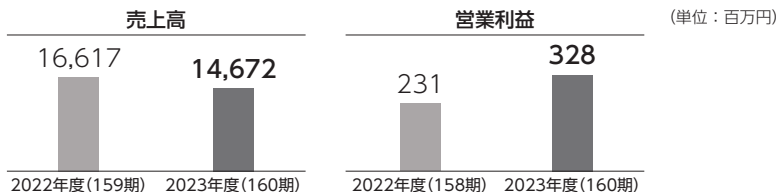
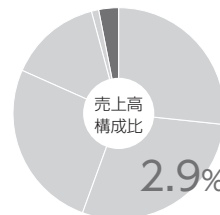


主要な事業内容(製品・サービス)
電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、その他事業セグメントを問わない販売等

その他セグメント

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、その他事業セグメントを問わない販売等、報告セグメントに含まれない事業が含まれています。

一部の国内関係会社の再編や機能の見直しを進めたことから、売上高は前期比11.7%減の146億7千2百万円となった一方で、営業利益は前期比9千6百万円改善の3億2千8百万円となりました。



(3) 研究開発の状況

「中期経営計画2024」では、「両利きの経営を支える研究開発」を基本方針とし、既存事業の競争力強化及び新製品・新規事業育成に取り組んでいます。2023年度の主な取組みは次のとおりです。

既存事業の競争力強化に向けては、環境対応製品のラインアップ拡充を目指した開発と車の電動化に対応する開発の二点に取り組みました。一点目の環境対応製品については温暖化係数の高いSF6ガスを使わない真空技術応用製品が代表的であり、特に、環境意識の高まりから規制が進んでいる北米市場で需要が旺盛な123/145kV以上の高電圧対応製品の基盤技術開発に注力しました。二点目の車の電動化については、今後普及が拡大する急速充電に対応するため、800V対応の高出力EV駆動ユニットの開発を行いました。さらに、次世代デバイスであるSiC（シリコンカーバイド）の適用によるEV駆動ユニットの小型化、高効率化を目指しています。

新製品・新規事業育成に向けては、明電グループの新事業の柱となり得るテーマの創出を組織的に推進しています。さらに、将来目指したい社会の姿からバックキャストし、明電グループが保有すべき技術を議論し実施する「指向型研究」を展開しています。その中で、当社のコア技術の一つである電力変換技術に注力し、今後の再生可能エネルギー普及により拡大が見込まれる分散型エネルギーを高効率で繋ぐ直流送配電システムに対応した基礎技術の開発を行いました。

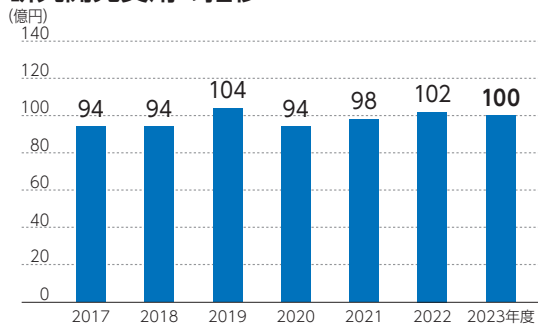
これらを中心に研究開発活動を推進し、2023年度の研究開発費用の総額は100億9千8百万円となりました。

(4) 設備投資の状況

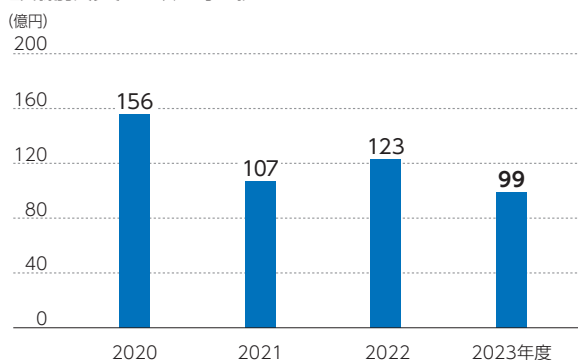
「中期経営計画2024」では、地球環境、脱炭素等に貢献する投資や生産性向上に向けた投資を重点的に推進しています。2023年度においては、電力システムを支える変電設備の心臓部品であるVI（真空インタラプタ）製品の増産に向けた新ライン構築への投資等を進めました。これらの取組みの結果、2023年度の投資総額は99億8千1百万円となりました。

2024年度においても、環境貢献に資する事業・製品の業容拡大を念頭に置きつつ、増加する生産負荷に対応し、生産性向上・収益力改善をもたらす投資を優先的に行っていきます。

研究開発費用の推移



設備投資金額の推移



(5) 対処すべき課題

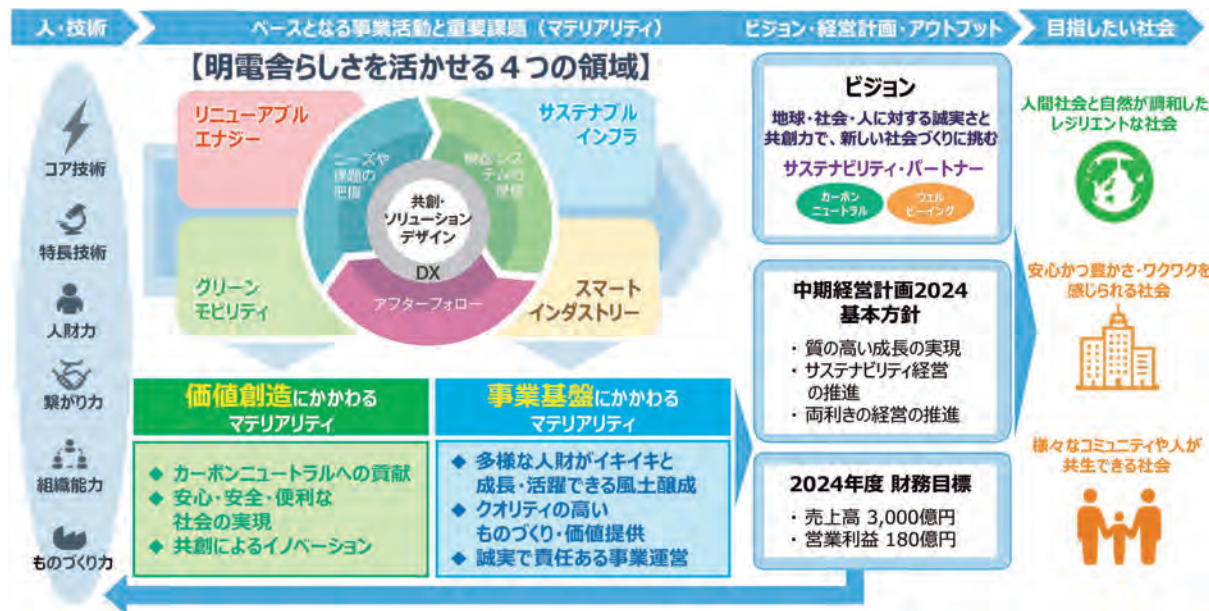
I 価値創造プロセスと重要課題（マテリアリティ）

● 明電グループが目指す方向性

当社は「より豊かな未来をひらく」、「お客様の安心と喜びのために」を企業理念とし、1897年の創業以来、真摯にものづくりを追求しながら産業の進歩・高度化と社会の持続的な発展に貢献してきました。現在、2030年のありたい姿・ビジョンとして「地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、新しい社会づくりに挑む～サステナビリティ・パートナー～」を掲げています。

「中期経営計画2024」において、「サステナビリティ」を戦略の中核に据え、企業理念及びビジョン（下図右上）の実現を目指しています。明電舎らしさを活かせる領域を4つに定め、それぞれの領域において「ニーズや課題の把握」、「機器・システムの提供」、「アフターフォロー」に注力しています。また特定した6つの重要課題（マテリアリティ）を、「価値創造にかかわるマテリアリティ」と「事業基盤にかかわるマテリアリティ」の2つのグループに分け、サステナビリティ経営を推進しています。

明電グループの価値創造プロセス図



● 価値創造にかかわるマテリアリティ (カーボンニュートラルへの貢献、安心・安全・便利な社会の実現、共創によるイノベーション)

気候変動、デジタル化の進展、再構築を要するインフラの増加といった社会変化は、当社にとってリスクになると同時に、新たな事業機会をもたらすことから、「価値創造にかかわるマテリアリティ」は、持続的な成長を実現していくうえで対処すべき重要な経営課題となります。当社は、事業活動における環境負荷の更なる低減を目指し、現在の環境目標を1.5℃シナリオに上方修正するための準備を進めるなど、脱炭素社会の実現に向けて取り組む方針です。また、社内の脱炭素だけでなく、環境配慮設計の推進、DX、製品のライフサイクル全般をカバーする事業活動などを通じて、社会のサステナビリティに貢献していきます。

2024年3月には、広島県や慶應義塾大学などと共に、水力発電を起点とした価値共創・社会イノベーションの創出等を行う「広島CSV（共有価値の創造）ラボ」を発足させました。産・官・学・民のパートナーとの共創という新たなプロセスを通じて、新しい社会づくりに挑みます。

● 事業基盤にかかわるマテリアリティ (多様な人財がイキイキと成長・活躍できる風土醸成、クオリティの高いものづくり・価値提供、誠実で責任ある事業運営)

事業活動を通じて新たな価値を創造する上で、事業基盤を強化していくことも重要な経営課題です。当社では、従業員がやりがい・働きがいを感じられる職場環境の構築、社会インフラを構成する当社が納入した設備を「絶対に止めない」という価値提供、誠実で責任感のある事業運営の土台となるコーポレートガバナンスの強化が重要であると考え、人的資本・品質・コーポレートガバナンスに関する「事業基盤にかかわるマテリアリティ」を設定しています。人的資本に関する取組みでは、役員構成の多様化などを進めるとともに、時代に即した人事制度のあり方の検討などを行っています。品質については、QCDSSE（品質・原価・工期・安全・環境）向上を図るべく、品質管理強化の取組みとして「明電ものづくりスタンダード」の展開を進めています。コーポレートガバナンスの強化では、内部統制システムの充実や社外取締役過半数で構成する取締役会の監督機能の更なる強化、実効性向上などに取り組んでいます。

Ⅱ 「中期経営計画2024」 目標達成に向けて

	2023年度 実績	2024年度	
		業績予想	「中期経営計画2024」 目標 (2022年5月公表)
受注高	3,293億円	3,100億円	3,000億円
売上高	2,878億円	3,100億円	3,000億円
営業利益 (利益率)	127億円 (4.2%)	150億円 (4.8%)	180億円 (6.0%)
ROE	9.6%		10.0%
ROIC	5.2%		8.0%

● 現状認識

「中期経営計画2024」で想定した事業環境に対して、複数の要素で大きな変化が生じています。社会システム事業セグメントにおいては、部材価格が高騰する以前に受注した案件の売上進行が続いていることや、関連工事の進捗遅れに伴う工程の長期化などが逆風となっており、産業電子モビリティ事業セグメントでも、中国におけるEV事業の伸び悩みや半導体市況の回復遅れを背景に収益性が低下しています。一方、電力インフラ事業セグメントでは、各国における電力需要の伸びや再生可能エネルギー投資の拡大、「エコタンク形真空遮断器」をはじめとした環境対応製品のニーズの高まりなどを受け、海外関係会社の業績が改善した他、国内電力事業でも好調な受注を背景に稼ぐ力が向上しており、当社の収益基盤としての地位を確立しつつあります。当社を取り巻くこれらの事業環境の下、2023年度は受注高、売上高及び営業利益いずれも過去最高を達成しました。2024年度は「中期経営計画2024」で掲げていた目標値には届かないものの、売上高と営業利益共に過去最高を更新する想定です。

● 最終年度の課題

2024年5月10日発表の業績予想のとおり、営業利益150億円を実現し、次期中期経営計画における業容の更なる拡大に繋げていくために、対処すべき課題は二つあります。第一に「円滑な生産活動の実現」です。受注残は過去最高水準にまで積み上がっており、これを収益に繋げるためには、品質を担保しつつ生産の効率化を追求し、お客様の元へ着実に納品していくことが重要であると認識しています。建設・物流業界などにおける2024年問題による影響も懸念されますが、生産設備への投資の加速やプロジェクト管理業務のデジタル化推進などを通じた生産性の向上により、対処していく考えです。第二に「インフレや金利に打ち勝つ事業体制の構築」です。昨今の世界的な物価・賃金上昇等に対して、調達面での創意工夫や機動的な価格転嫁とあわせて、価格競争に巻き込まれない高付加価値製品・サービスの開発に注力します。同時に、営業活動においては、ABM（アカウントベースドマーケティング）戦略などにも取り組みます。

Ⅲ 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応 -PBR（株価純資産倍率=企業価値）向上に向けた取組み-

企業価値向上は最大の経営課題の一つであり、当社ではPBR向上に向けた取組みとして、「ROE（自己資本利益率）向上」及び「PER（株価収益率）向上」の2つに分けて、次のとおり方針を掲げ、実行しています。

PBR（株価純資産倍率=企業価値）向上に向けた取組み

PBR（企業価値）の向上	【主な改善策】		取組み事項	
	ROE向上	収益力強化と投資効率の向上	収益力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・営業利益率の向上 ・キャッシュコンバージョンサイクル（CCC）改善
			投資効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・投資に求める収益率の見直し ・投資回収の早期化
	資本構成の最適化		成長に向けた投資	<ul style="list-style-type: none"> ・既存事業を安定的に成長させていくオーガニックと、M&Aなどによるインオーガニックの両面から、持続的な成長を追求
		財務健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務規律として、ネットD/Eレシオを0.25~0.30倍を目安 ・格付けA格水準の目安となる、自己資本比率40%程度を維持 	
		株主還元	<ul style="list-style-type: none"> ・成長投資を通じて当期純利益を増大させつつ、配当性向30%を方針とし、安定かつ継続的に配当を実施 	
PER向上	期待成長率の向上	中長期成長戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ経営と一体化した成長戦略の推進 ・海外事業の拡大と高収益構造化 ・投資により創出したキャッシュを更なる成長投資につなげる企業価値向上サイクルの進化 	
		新領域の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品・新規事業の育成、指向型研究の展開 ・自治体・パートナー企業との提携によるソリューションデザインの実践 	
	非財務価値の向上	持続可能な経営基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資本や知的資本の拡充 ・コーポレートガバナンスの強化 	
		ステークホルダーエンゲージメント向上	<ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の拡充などを通じたIR活動の強化 	

● ROE向上の取組み

当社は、「収益力強化・投資効率の向上」と「資本構成の最適化」を通じてROE向上に取り組んでいます。収益力強化では、お客様に対する提案力の強化やものづくりにおける効率の徹底的な追求を通じた営業利益率の向上や在庫の適正化などによるキャッシュコンバージョンサイクル（CCC）改善に取り組んでいます。また、投資効率の向上においては、投資に求める収益率を適切に設定するとともに、特に金額の大きい投資については、その採算性や各種リスクを常務会等の業務執行会議体において十分に審議し、取締役会の決議を経た上で実行しています。また、過去に実施したM&A投資のトレースなども定期的に行う仕組みを導入しています。資本構成の最適化については営業キャッシュ・フローに加え、資産の圧縮・売却に伴い生まれるキャッシュを原資として、成長に向けた投資と株主還元をバランス良く実施することを基本的な考え方としています。成長投資を通じて当期純利益を増大させつつ、配当性向30%を方針とし、安定かつ継続的に配当を実施していきます。

● PER向上の取組み

PER向上に向けて、「期待成長率の向上」と「非財務価値の向上」に取り組んでいます。「期待成長率の向上」では、投資を通じて事業を拡大し、キャッシュ創出力を高め、生み出されたキャッシュを再投資することで更なる成長を促すという企業価値向上のサイクルを進化させていきます。次期中期経営計画では、資本コストを十分に意識しつつ、旺盛なインフラ需要に応えるための国内拠点への投資や、本格的な半導体市況の回復に備えた能力増強などの検討を進めていきます。そして、それらの投資計画からの速やかな収益貢献の実現と、サステナビリティ経営と一体化した成長戦略の着実な実行を目指すとともに、当社グループの強みと社会のニーズが合致する新領域における事業開発にも注力していきます。「非財務価値の向上」では、持続可能な経営基盤の構築とステークホルダーエンゲージメントの向上に取り組んでいます。非財務価値は、当社の競争力構築の源泉であると認識しており、特に人的資本はその中でも最大かつ最重要の資源です。優れた人財を確保しつつ、従業員エンゲージメントを向上させ、かつ企業パフォーマンスを最大化するための人事制度の見直しや研修制度の高度化などを通じ、人的資本の拡充を進めています。また、内部統制システムの充実や取締役会の実効性向上などを通じたコーポレートガバナンス強化を図っているほか、ステークホルダーエンゲージメントの向上に向けて、IR活動における開示情報や社外の意見を経営に取り込む仕組みの拡充に取り組んでいます。

「中期経営計画2024」の最終年度となる2024年度は、開示している数値目標及び各種KPIの実現に注力するとともに、次期中期経営計画に向けた検討も進めていきます。今後の戦略策定においても、PBR向上をベンチマークの一つとして意識しつつ取組みを進め、持続的な企業価値向上に努めます。

(6) 重要な関係会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社 明電エンジニアリング	400百万円	100.0%	電気設備・機械器具・装置の製造・ 販売・設置、電気配線工事、 保守点検サービス、改造、修理	東京都品川区
株式会社甲府明電舎	400百万円	100.0%	EV用モータ・エレベータ用モータ・ PMモータ・産業車両用モータ・ ブラシレスモータ・誘導電動機の 製造・販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ 株式会社	400百万円	100.0%	電気及び建設工事の設計・請負、 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330百万円	100.0%	風力発電システムの開発・設計・ 製作・試験・コンサルティング	東京都品川区
明電興産株式会社	100百万円	100.0%	物品・物資の販売、保険代理業、 不動産事業	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400 ^{千シンガ ポールドル}	100.0%	変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売、 セラミック平膜ユニット組立・販売、 エンジニアリング業務	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30 ^{百万タイ バーツ}	75.5%	電気工事、機械工事、エンジニア リング、EPC事業、メンテナンス	タイ
MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED	1,161 ^{百万インド ルピー}	100.0%	変圧器の製造・販売及び付帯する 関連事業	インド
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	78千ユーロ	100.0%	電力・電鉄用避雷器及び避雷器用 付属品の製造・販売	ドイツ
MEIDEN AMERICA, INC.	20,350千米ドル	100.0%	ダイナモ製品のシステムエンジニア リング及びアフターサービス、 コンポーネント製品の販売	米国
MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.	4,250百万円	100.0%	EV用モータ・インバータの製造・ 販売	中国
MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD.	19,000千米ドル	100.0%	エレベータ用モータ・巻上機・ 合繊用インバータ・無人搬送車 (AGV) の製造・販売	中国

(注) 出資比率は、間接所有分を含めて記載しています。



(7) 主要な事業拠点 (2024年3月31日現在)

本 社 東京都品川区大崎二丁目1番1号

営業拠点 関西支社 (大阪市) 中部支社 (名古屋市)
九州支社 (福岡市) 北海道支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)
北陸支店 (石川県金沢市) 中国支店 (広島市) 四国支店 (香川県高松市)

製造・開発拠点 太田事業所 (群馬県太田市) 沼津事業所 (静岡県沼津市)
名古屋事業所 (愛知県清須市) 総合研究所 (東京都品川区)
甲府明電舎 (山梨県中央市)

海外拠点 MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.
(シンガポール)

THAI MEIDENSHA CO., LTD.
(タイ)

MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED
(インド)

TRIDELTA MEIDENSHA GmbH
(ドイツ)

MEIDEN AMERICA, INC.
(米国)

MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.
(中国)

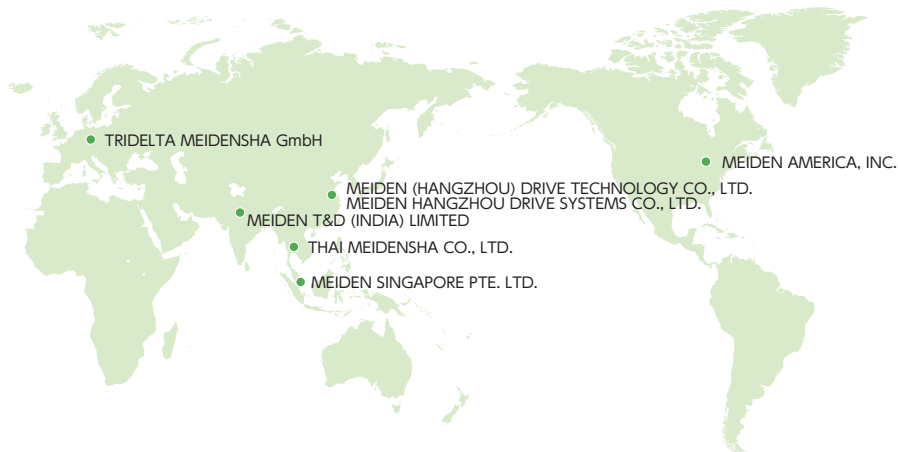
MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD.
(中国)

● 本社
● 営業拠点
● 製造・開発拠点



(注) 主要な国内関係会社の所在地は、

「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。



(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業分野	従業員数	前期末比増減
電力インフラ事業セグメント	2,290名	48名増
社会システム事業セグメント	2,582名	22名増
産業電子モビリティ事業セグメント	1,265名	12名増
フィールドエンジニアリング事業セグメント	1,805名	増減無し
不動産事業セグメント	—	—
その他セグメント	656名	148名減
全社（管理部門）	1,212名	60名増
合 計	9,810名	6名減

(9) 資金調達の状況

2023年度における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しています。その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期末比41億7千万円増加の546億7千9百万円となりました。

また、2023年度末のコミットメントラインは、前期末比50億円減少の350億円で設定されています。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	17,050百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,870百万円
株式会社常陽銀行	2,650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,442百万円
株式会社山形銀行	1,360百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 会社が発行する株式に関する事項

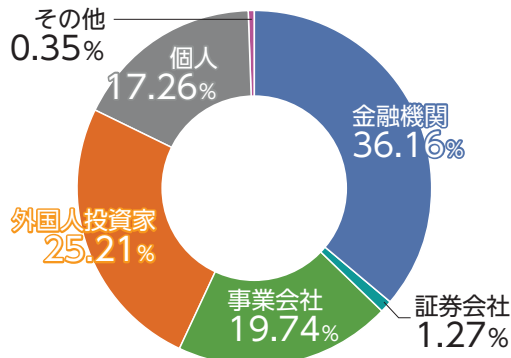
- ① 発行可能株式総数 115,200,000株
- ② 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式160,777株を含む。)
- ③ 株主数 13,107名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,055,400株	11.14%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,028,000株	6.67%
住友電気工業株式会社	2,631,385株	5.80%
株式会社三井住友銀行	2,241,835株	4.94%
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000株	3.31%
日本電気株式会社	1,309,650株	2.89%
明電舎従業員持株会	1,162,271株	2.56%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	1,129,579株	2.49%
住友生命保険相互会社	1,061,400株	2.34%
明栄持株会	699,444株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

⑤ 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	36.16%
証券会社	1.27%
事業会社	19.74%
外国人投資家	25.21%
個人	17.26%
その他	0.35%



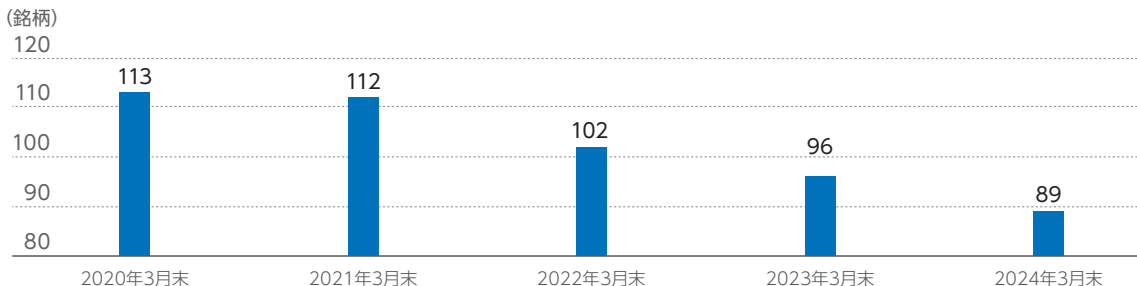
(2) 会社が保有する株式に関する事項

当社は、市場等の状況を踏まえたうえで、取引の維持・拡大及び提携・アライアンス先等のパートナーとの中長期的な協力関係の担保・強化を目的とし、企業価値向上に資する政策保有株式を保有する一方で、保有意義や合理性を認められなくなった政策保有株式は売却の検討を行うことを基本方針としています。

2023年度は、2023年3月末時点で96銘柄（貸借対照表計上額16,418百万円）保有していた上場株式及び非上場株式のうち、上場株式2銘柄を全数売却し、また非上場株式5銘柄が清算及び破産した結果、2024年3月末時点での保有銘柄数は89銘柄に減少しました。ただし、保有する上場株式の株価の大幅な上昇を受け、保有額は貸借対照表計上額26,280百万円となっています。これは2024年3月末における連結純資産残高の20.3%です。

当社は、上記基本方針のもと、保有する政策保有株式について取締役会において毎年検証を行い、下表のとおり縮減を進めてきました。2024年度は基本方針に加えて、資産効率の向上及び次期中期経営計画における成長投資の原資確保を意識しつつ、政策保有株式のあり方の検証及び適切な対応を進めます。

【ご参考】 過去5年間の政策保有株式銘柄数の縮減推移



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三井田 健	代表取締役 執行役員会長 指名・報酬委員会委員	—
井上 晃夫	代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員	—
竹川 徳雄	代表取締役 執行役員副社長 DX推進・技術・生産全般・ 安全衛生担当	—
岩尾 雅之	取締役兼専務執行役員 人事統括本部長 経理・財務・ガバナンス・ コンプライアンス・ 働き方改革・DEI・危機管理担当	—
竹中 裕之	取締役 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員長	—
安達 博治	取締役 (社外取締役)	—
木下 学	取締役 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員	住友金属鉱山株式会社 社外取締役 アルフレッサホールディングス株式会社 社外取締役
加藤三千彦	取締役監査等委員 (常勤監査等委員)	—
林 敬子	取締役監査等委員 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員	早稲田大学 大学院会計研究科 教授 日本ビルファンド投資法人 監督役員 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役監査等委員
黒田 隆	取締役監査等委員 (社外取締役)	—
平木 秀樹	取締役監査等委員 (社外取締役)	株式会社マイナビ 社外取締役

- (注) 1. 浜崎祐司及び秦喜秋の両氏は、2023年6月28日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しています。
2. 竹中裕之、安達博治、木下学、林敬子、黒田隆及び平木秀樹の各氏は社外取締役であり、当社の社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、各氏を独立役員として同証券取引所に届け出しています。
3. 林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く。）及び従業員等からの情報収集、常務会等の重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門及び会計監査人との十分な連携を行うべく、加藤三千彦氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

■ 2023年度実績

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		人数
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	233百万円	154百万円	79百万円	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	32百万円	32百万円	—	4名
取締役監査等委員（社外取締役を除く）	28百万円	28百万円	—	1名
取締役監査等委員（社外取締役）	29百万円	29百万円	—	3名
合計	323百万円	244百万円	79百万円	13名

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
 2. 上記には、2023年6月28日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち1名社外取締役）を含んでいます。
 3. 上記の「取締役（監査等委員・社外取締役を除く）」の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

② 取締役報酬の基本方針

報酬水準及び制度

当社の取締役報酬水準は、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定するものとしています。また、その水準に基づき検討した役員報酬制度の内容は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問及び確認を経たうえで役員報酬内規として定めるものとしています。

報酬の構成

- i 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、職位に応じて支給される「基本報酬(a)」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬(b)」と中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬(c)」及び「TSR（株主総利回り）連動報酬(d)」で構成されます。

■ 各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100%とした場合）



- ii 取締役監査等委員及び社外取締役の報酬は、基本報酬のみの年俸制報酬としています。

③取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 業績連動報酬に係る業績指標の内容・額又は数の算定方法

短期的なインセンティブとしての業績連動報酬を算定するための業績評価指標は、事業年度ごとの業績向上、特に収益力向上への意識を高めるため、前事業年度業績の営業利益を用い、当該事業年度に係る定時株主総会后に決定しています。

業績連動報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものとしています。

なお、2022年度の営業利益は、目標120億円に対し、85億3,900万円であったため、達成率は71.2%です。

計算式

職位別業績報酬基準額



営業利益達成度に応じた係数（0.0～1.4）

その他の報酬の額又はその算定方法

中長期インセンティブとして、企業価値の持続的な向上と取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）と株主のみなさまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、株式取得目的報酬及びTSR（株主総利回り）連動報酬を支給しています。

株式取得目的報酬は、役員報酬内規に基づき職位別にその金額を定め、その金額を役員持株会に拠出し株式を取得するものとしています。

TSR連動報酬は、最終事業年度末日の当社TSRと当社TSR計算期間に相当する配当込みTOPIXのTSRとの比率（相対TSR）が1となる場合に支給する額を100とすると、相対TSRに応じて概ね80～120で変動するものとしています。

なお、2023年度はTSR連動報酬の導入初年度であるため、職位別TSR連動報酬基準額を支給しています。

計算式

職位別TSR連動報酬基準額



相対TSRに応じた係数（0.8～1.2）

（注）2024年度は、中長期インセンティブ報酬に従業員エンゲージメントに関するESG指標（eNPS※）連動報酬を導入し、その内訳を「株式取得目的報酬12%：TSR連動報酬5%：eNPS連動報酬3%」に改定。

※ eNPS：従業員向けNPS®（ネット・プロモーター・スコア）

NPS®は、バイン・アンドカンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

④取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の数
取締役 （監査等委員を除く）	年額6億2,400万円以内 （うち社外取締役分 6,000万円以内）	2023年6月28日 第159期定時株主総会	取締役（監査等委員を除く）7名 （うち社外取締役3名）
取締役監査等委員	年額1億2,000万円以内	2020年6月26日 第156期定時株主総会	取締役監査等委員5名 （うち社外取締役3名）

⑤取締役の個人別報酬の内容の決定方法及び委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役である執行役員社長（以下「社長」といいます。）がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしています。この権限を社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うにあたり、当社の業務執行の最高責任者である社長が最も適しているためです。取締役会は、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、事前に社長が任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し、客観的な視点から確認を得る手続を定めています。また社長は、当該確認又は答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。当該報酬制度の内容及び取締役の個人別の報酬等の決定方針並びにその報酬額（報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ前記④の範囲内であること）は、任意の指名・報酬委員会において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しています。

2023年度は、2023年6月28日開催の取締役会において社長井上晃夫に取締役の報酬額の具体的内容の決定について委任する旨を決議しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各取締役監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2012年7月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としています。保険料は当社が全額負担しています。

被保険者とその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

地位	氏名	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	第160期における 出席状況
取締役	竹中 裕之	製造業における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に取締役会及び内部統制の実効性確保の側面から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員長として、取締役等の指名・報酬についての議論を主導しました。	取締役会：100% (13回/13回)
	安達 博治	エネルギー業界における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に技術やDX推進の側面から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会：100% (13回/13回)
	木下 学	製造業における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主にDX推進による事業変革、人財育成の観点から積極的に発言し、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員として取締役等の指名・報酬について審議し、重要な役割を果たしました。	取締役会：100% (10回/10回)
取締役 監査等 委員	林 敬子	公認会計士としての財務・会計に関する高度な専門性と豊富な経験をもとに、取締役会において取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言するなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員として取締役等の指名・報酬について、DEIの観点も含め審議し、重要な役割を果たしました。	取締役会：100% (13回/13回) 監査等委員会：100% (16回/16回)
	黒田 隆	損害保険会社における豊富な営業・経営経験やリスクマネジメントに関する知見をもとに、取締役会において取締役の業務執行への的確な助言を加えながら、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会：100% (13回/13回) 監査等委員会：100% (16回/16回)
	平木 秀樹	金融機関における豊富な実務・経営経験や内部統制及びリスクマネジメントに関する知見をもとに、取締役会において様々なステークホルダーの立場に立った多角的な視点から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視・監督を適正・適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会：100% (13回/13回) 監査等委員会：100% (16回/16回)

(注) 木下学氏の出席状況は、就任日(2023年6月28日)以降に開催された取締役会を対象としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	91百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか17社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当事業年度の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2022年7月28日開催の取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、取締役会規則に従って会社の重要な業務の執行を決定するとともに、非業務執行取締役が参加することにより、業務執行取締役及び執行役員の職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役である執行役員社長（以下、「社長」という。）は、取締役会に業務執行状況の報告を行うとともに、経営に影響する重要事項については取締役会の審議に付すものとする。
- 取締役会は、法令違反行為等の防止や通報の適正な仕組みを議論し、コンプライアンス推進規程及び公益通報者保護規程に基づく不正行為等の防止、早期発見及び是正状況の監視を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会資料及び議事録は取締役会規則に、常務会資料及び議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- 情報資産に関するセキュリティの確保、災害・事故・犯罪・過失・サイバーリスクからの保護に関しては、関係する各部門が情報セキュリティ管理規程に従った手順書類の保存や管理を実施する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 社長は、内外の環境変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント基本規程を定めてグループ各社が重要な事業リスクを早期に抽出・評価し、必要な統制活動を実施する体制を整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置してグループ全体の事業リスクを総合的に管理する体制を構築する。
- 社長は、発生のコントロールが難しい自然災害・地政学リスク、金融不安等のクライシスに備えるため、社長を委員長とするBCM委員会により最適手段を講じられる体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行については業務執行取締役と執行役員が効率的に行う。
- 社長は、業務執行に係る意思決定の基準と手続きを明確化し効率的に行うため、決裁規程及び常務会規程を整備し、その運用について業務権限を委任した各執行役員に指示するとともに、業務執行に係る月次報告書の提出を求める。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンスマネージャを各職場に配置する。
- コンプライアンス委員会事務局である法務・コンプライアンス部門は、遵法教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス・ホットライン及び社外の公益通報窓口を活用することにより、違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講じられるようにする。
- 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、使用人の職務の執行状況を定期的に監査し、その監査結果を社長及び常務会・取締役会に報告する。

⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 社長は、経営企画部門、内部統制推進部門を中心として事業部門、営業部門、管理部門、統括会社と連携した企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- 内部統制推進部門は、リスクマネジメント委員会、グループ会社内部統制委員会等の内部統制関連組織の事務局として、国内外明電グループのリスクマネジメント、コンプライアンス等の内部統制強化を推進する。
- 社長は、子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員によって子会社の業務執行を監督する。また主要な国内外の子会社には、非常勤監査役を派遣し監査する。

⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

- 社長は、監査等委員会の職務を補助するための専任部署を置く。
- 監査等委員会は、専任部署の使用人に関して、業務執行者からの独立性を確保する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

- 監査等委員である取締役を除く当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

定例的な活動として、年2回のコンプライアンス委員会開催による全社的な法令遵守体制の強化を図るとともに、国内子会社を含めた全従業員向けのコンプライアンス研修、コンプライアンスマネージャ向け研修、各階層別研修におけるコンプライアンス研修及び外部弁護士による役員向けのグループコンプライアンスに関する研修を実施しました。海外子会社については、地域統括会社から管轄する現地法人向けにコンプライアンス教育を継続的に実施しています。

また、2022年に改定した企業行動規準については、階層別コンプライアンス教育において周知徹底を図ったことに加えて、3か国語で教育用動画を作成し、明電グループ各社に対して配布しました。さらに、企業行動規準の改定に合わせて制定した「明電グループ人権方針」の周知のため、グループ全従業員を対象とした研修を実施した他、人権デューデリジェンスを行い、人権保護状況の調査アンケート等を実施しました。

②リスクマネジメントに関する取組み

部門別リスクマネジメント（CSA）の推進とグループ全体の重要リスクマネジメント（ERM）構築を推進する役割を担う内部統制推進部が開催するリスクマネジメント委員会において、当社グループの重要リスクの評価とコントロールについて審議した結果を経営層に報告し、全社のリスクマネジメント活動向上に繋げています。また、複数の規程に定められていた重大事象発生時の対応を、リスクマネジメント基本規程に整理・集約することで必要な対処を適時に把握・実施できるよう、見直しを行っています。

2023年度の全社災害対策本部訓練では、生産拠点被災時の復旧優先順位や人員派遣等の事業継続に関わる判断をテーマに、実際の時間軸で全社災害対策本部会議を行い、復旧に際しどのような情報共有や判断が必要か検証しました。

③子会社管理に関する取組み

グループ会社内部統制委員会を年2回開催し、国内子会社に対しリスクマネジメント委員会で審議した、当社グループとしての重要なトップリスクや各社のリスクマネジメント進捗状況の共有を図っています。また、全ての国内子会社において各社の実態に沿った内部統制システム基本方針の改定及び重要規程の整備を完了しました。

また、当社グループ全体の内部統制の強化を推進するため、国内子会社8社、海外子会社11社に対して内部監査を実施し、内部統制の整備状況及び運用状況を確認するとともに、海外子会社8社を現地訪問し、ガバナンス及びコンプライアンス強化の重要性と課題に関する共通認識を醸成しました。

④取締役の職務執行に関する取組み

2022年6月以降、取締役会構成において非業務執行取締役である社外取締役を過半数とし、取締役会の監視・監督機能の強化を図っています。取締役会の会日3営業日前を目安に社外取締役事前説明会を開催し、執行役員副社長が出席して業務執行状況全般を説明するとともに、決議事項を中心とした重要な付議事項は担当の執行役員から説明を行うことで、取締役会当日の審議の実効性向上を図っています。また、取締役会の監視・監督機能の前提となる社外取締役への情報提供を強化すべく、重要な業務執行にかかる会議体、委員会の資料、議事録を社外取締役に共有しています。加えて、社外取締役を含む取締役が取締役会の議題設定に積極的に関与する運営へと改善すべく、2023年度は、取締役会で議論すべき経営課題・テーマに関する協議を年2回行いました。

さらに、取締役全員を構成員とする「オンサイトミーティング」を創設し、経営に影響する重要事項について、取締役が早期に柔軟な意見交換及び議論を行う場を設置しました。

⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

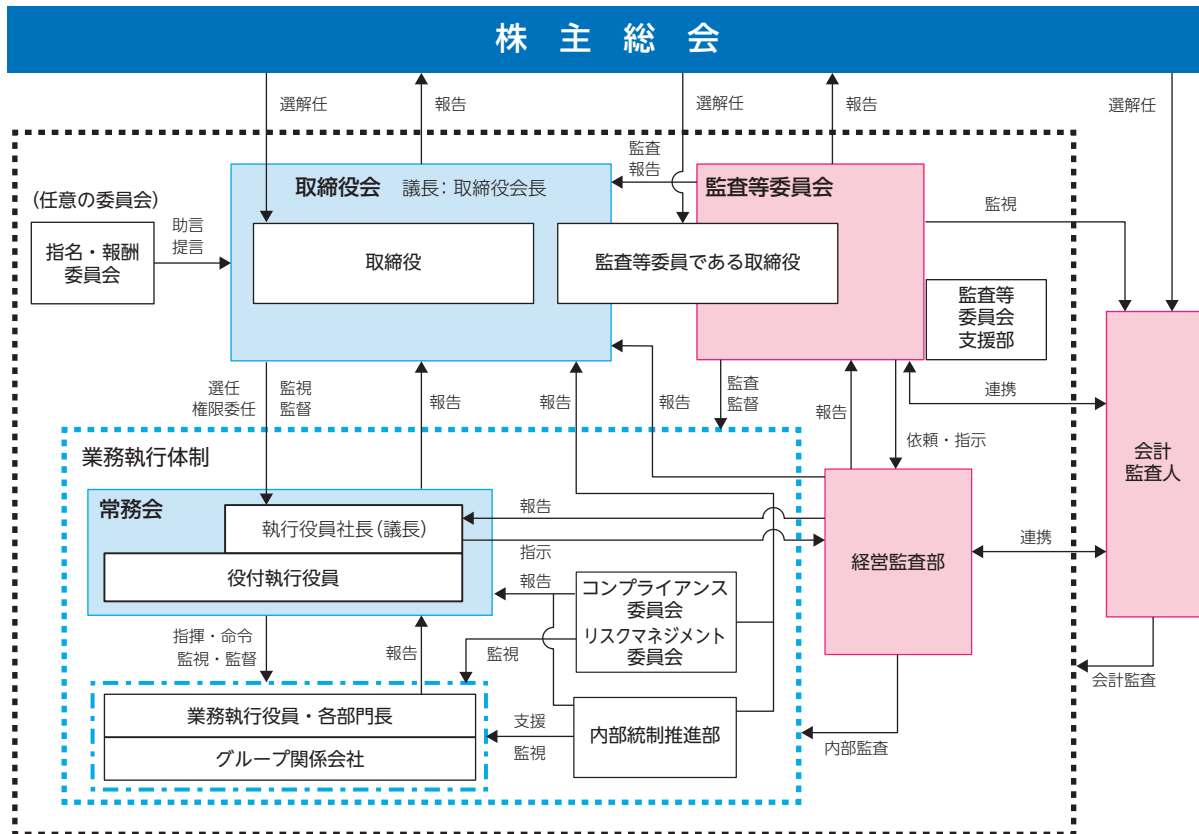
監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に則り、執行側に対して独立性を確保し職務を行っており、その活動状況及び計画について取締役会で定期的に報告しています。

監査等委員会監査の実効性確保・向上に向けた取組みとして、常勤監査等委員の重要会議への出席や執行役員社長との定例的な意見交換会、執行役員等への職務執行監査を通じて、監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を構築しています。

また、常勤監査等委員及び子会社の常任監査役にて情報共有を行う明電グループ監査等委員・監査役連絡会を開催し、グループとしての監査の実効性が確保できるように努めています。



【ご参考】当社のコーポレートガバナンス体制図



6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみならずの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、「中期経営計画2024」において、前中期経営計画における投資の成果を創出するとともに、収益基盤を更に強固にすることで、「質の高い成長」を実現させることを掲げています。また、時代の大きな変化を捉えるため、両利きの経営を推進させるとともに、事業の持続可能性向上を目指す「サステナビリティ経営」をエンジンとして、投資回収、収益性向上及び資本効率改善を意識した戦略を立案・実行し、売上高や利益の成長を目指しています。

また、当社は2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動を行っています。

さらに、当社は、取締役会の議論の充実化や社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、独立した社外取締役が取締役会の全体の過半数となるよう努めており、当社の取締役会は、2024年3月31日現在で取締役11名（うち、監査等委員である取締役が4名）のうち、社外取締役が6名（うち、監査等委員である取締役が3名）で構成されています。

加えて、事業を取り巻く環境の不確実性が増す中、数十年先の未来を見据えながら時代の変化を捉え、『常に自発的に前向きに変化し続けられる企業』に変わっていくことが持続的な成長に繋がると考えており、その施策として、事業ポートフォリオの再構築を進めていく方針です。

事業ポートフォリオの再構築では、事業の収益性・成長性に加え、インフラを支える当社グループの社会的責任やお客様への供給責任などの果たすべき義務、環境負荷低減などの社会課題への貢献という視点でも事業を評価します。そして中期経営計画を策定し、年度計画で「直面する課題」に取り組むという、長期・中期・短期の時間軸で経営を推進することで持続的な成長が実現させてまいります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存です。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年5月12日開催の取締役会及び2023年6月28日開催の第159期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新しました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、上記の目的を実現するために必要な手続を定めており、その概要は次のとおりです。

自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して当社株式の保有割合を20%以上とする買付、取得又は行為（以下「買付等」といいます。）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に

対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

また、独立委員会による本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等、本プラン所定の場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集します。

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議又は（株主意思確認総会の決議がない場合）独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2023年6月28日開催の第159期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2024」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足していること、第159期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主のみなさまの意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは、第159期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新した後の2023年8月31日に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）を充足するとともに、本行動指針に準拠したものであると判断しています。



連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第160期 2024年3月31日現在	科目	第160期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	208,503	流動負債	124,242
現金及び預金	18,984	支払手形及び買掛金	35,918
受取手形、売掛金 及び契約資産	106,385	電子記録債務	4,238
電子記録債権	9,317	短期借入金	9,912
棚卸資産	67,225	コマーシャル・ペーパー	10,000
その他	6,893	1年内償還予定の社債	6,000
貸倒引当金	△302	未払金	6,413
固定資産	126,284	未払法人税等	3,216
有形固定資産	75,363	契約負債	19,461
建物及び構築物	39,133	賞与引当金	8,348
機械装置及び運搬具	15,292	製品保証引当金	1,281
土地	12,542	受注損失引当金	833
建設仮勘定	2,876	その他	18,618
その他	5,518	固定負債	81,056
無形固定資産	7,650	長期借入金	28,767
ソフトウェア	4,774	退職給付に係る負債	47,445
のれん	2,175	環境対策引当金	63
その他	699	その他	4,780
投資その他の資産	43,270	負債合計	205,298
投資有価証券	26,558	純資産の部	
長期貸付金	30	株主資本	105,741
繰延税金資産	14,377	資本金	17,070
その他	2,331	資本剰余金	10,226
貸倒引当金	△27	利益剰余金	78,642
資産合計	334,787	自己株式	△197
		その他の包括利益累計額	20,665
		その他有価証券評価差額金	13,297
		為替換算調整勘定	7,610
		退職給付に係る調整累計額	△241
		非支配株主持分	3,081
		純資産合計	129,488
		負債純資産合計	334,787

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



連結損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第160期	
	自2023年4月1日 至2024年3月31日	
売上高		287,880
売上原価		218,887
売上総利益		68,993
販売費及び一般管理費		56,262
営業利益		12,731
営業外収益		
受取利息	162	
受取配当金	685	
その他	1,685	2,533
営業外費用		
支払利息	908	
その他	970	1,879
経常利益		13,385
特別利益		
固定資産売却益	3,236	
投資有価証券売却益	63	
受取保険金	687	
その他	1	3,988
特別損失		
関係会社整理損	197	
減損損失	470	
火災損失	792	
その他	157	1,617
税金等調整前当期純利益		15,756
法人税、住民税及び事業税	5,224	
法人税等調整額	△813	4,411
当期純利益		11,344
非支配株主に帰属する当期純利益		138
親会社株主に帰属する当期純利益		11,205

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



連結キャッシュ・フロー計算書 (ご参考) (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第160期 自2023年4月1日 至2024年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,968
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,553
財務活動によるキャッシュ・フロー	749
現金及び現金同等物に係る換算差額	943
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,107
現金及び現金同等物の期首残高	14,116
現金及び現金同等物の期末残高	17,224

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第160期 2024年3月31日現在	科目	第160期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	136,002	流動負債	98,492
現金及び預金	3,966	支払手形	170
受取手形、売掛金 及び契約資産	79,081	電子記録債務	3,359
電子記録債権	7,756	買掛金	26,513
製品	2,700	短期借入金	4,200
仕掛品	31,269	コマーシャル・ペーパー	10,000
原材料及び貯蔵品	848	1年内償還予定の社債	6,000
その他	10,392	未払金	5,482
貸倒引当金	△12	未払法人税等	678
		契約負債	8,964
固定資産	118,991	預り金	20,306
有形固定資産	51,449	賞与引当金	4,570
建物	28,749	製品保証引当金	1,093
構築物	1,452	受注損失引当金	333
機械及び装置	5,851	その他	6,819
車両運搬具	78	固定負債	62,280
工具、器具及び備品	1,548	長期借入金	24,340
土地	11,331	退職給付引当金	35,381
建設仮勘定	2,437	環境対策引当金	63
無形固定資産	4,392	その他	2,495
ソフトウェア	3,937	負債合計	160,772
のれん	371	純資産の部	
その他	84	株主資本	80,917
投資その他の資産	63,148	資本金	17,070
投資有価証券	26,280	資本剰余金	9,381
関係会社株式	24,240	資本準備金	5,000
長期貸付金	2,630	その他資本剰余金	4,381
繰延税金資産	8,140	利益剰余金	54,721
その他	1,883	利益準備金	3,296
貸倒引当金	△27	その他利益剰余金	51,424
資産合計	254,993	固定資産圧縮積立金	139
		別途積立金	8,263
		繰越利益剰余金	43,021
		自己株式	△254
		評価・換算差額等	13,303
		その他有価証券評価差額金	13,303
		純資産合計	94,221
		負債純資産合計	254,993

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



損益計算書 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第160期	
	自2023年4月1日 至2024年3月31日	
売上高		184,329
売上原価		148,323
売上総利益		36,005
販売費及び一般管理費		35,592
営業利益		413
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	5,385	
その他	2,328	7,801
営業外費用		
支払利息	269	
その他	2,783	3,053
経常利益		5,162
特別利益		
固定資産売却益	3,236	
投資有価証券売却益	63	
受取保険金	687	
その他	1	3,988
特別損失		
減損損失	372	
関係会社株式評価損	799	
抱合せ株式消滅差損	106	
火災損失	792	
その他	0	2,070
税引前当期純利益		7,079
法人税、住民税及び事業税	1,115	
法人税等調整額	△740	375
当期純利益		6,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当社監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、グループ内の内部監査部門等と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、関係会社の常勤監査役とは定期的な情報交換を行い、さらに、関係会社の取締役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人 有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査の主要な検討事項については、監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社明電舎 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 三千彦 ㊟

社外監査等委員 林 敬子 ㊟

社外監査等委員 黒 田 隆 ㊟

社外監査等委員 平 木 秀 樹 ㊟

以 上

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告 https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
上場証券取引所	東京・名古屋
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日休日を除く)

ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しています。



<https://www.meidensha.co.jp>

株式に関するお届け先 及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設をご検討をお願いいたします。

(証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。)

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もごございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

(配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。)

株主総会会場（明電舎大崎会館）ご案内図

東京都品川区大崎二丁目5番35号



- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から徒歩約5分です。
また、南改札口を出て新西口から徒歩約6分です。
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。



南改札口を出て右方向へお進みください。



ThinkPark Tower手前のペデストリアンデッキから、エスカレーターで地上に降り、右に曲がって道なりに進みます。



北改札口を出て左方向へお進みください。



西口の階段を左へ降りた場所の信号を渡り、左手のT字路を右折して直進します。